

第 356 回

広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和 6 年 8 月 19 日)

第356回広島県内水面漁場管理委員会議事録

1 開催日時及び場所

日 時 令和6年8月19日（月）午後1時59分～午後3時11分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室
（広島市中区基町10-52）

2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和6年8月8日（木）

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 辻 駒 健 二

3 出席者

委員（8人） 辻駒健二、飯尾協、山崎英治、河合幸一郎、八谷輝行、小池勝、
箕野博司、中尾文治

県（5人）	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局（3人） 福地次長、太田主任、青山技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第26号議案 ウナギの採捕に係る委員会指示について

（ 結 果 ） 原案のとおり承認された。

(2) その他

令和6年度「みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業」の紹介について

6 議事の経過

午後 1 時59分、事務局の福地次長が第356回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は 8 名で、本委員会が成立していることを報告した。なお、委員 1 名が遅れて出席する旨を連絡した。

続いて、会長挨拶の後、議事録署名者に飯尾委員と山崎委員を指名し議事に入った。

【第26号議案 ウナギの採捕に係る委員会指示について】

議 長 それでは議事に入ります。

第26号議案「ウナギの採捕に係る委員会指示について」を上程します。事務局から提案理由を説明してください。

福地次長 （提案の理由及び根拠規定を説明した。）

青山技師 （資料 1－1 から 1－3 によりウナギの採捕に係る委員会指示について説明した。）

議 長 ただいまの説明について、委員の皆様のご意見、ご質問をお願いします。

飯尾委員 資料 1－2 の水産庁の資料の 4 ページですが、「国内ではシラスウナギが昨年より捕れたが、東アジア全体では捕れていないため、取引価格が高値だった。そのため、養鰻業者の池入れ資金を満たし、池入数量は減らなかった。」とありますが、どういう意味でしょうか。この取引価格というのはシラスウナギではなく、成魚のウナギということでしょうか。

青山技師 取引価格自体はシラスウナギの取引価格だと思われます。国内採捕量については、前漁期を上回りましたが、東アジア全体で見ると低調だったことで、全体のシラスウナギの価格自体は高値で推移しており、もともと養鰻業者が池入れする資金自体は決まっているためです。

飯尾委員 仕入価格が高いと買い入れできる量が減るので、むしろ池入れ量が減るというのであれば分かりますが。

福地次長 青山の発言のとおり、養鰻業者の方で池入れに充てる資金には限度があるということで、国内採捕量は去年よりはたくさん捕れているため、手に入りやすいかということもありますが、海外産も入れると、全体的にやはり高値であったということがあり、図で緑色のラインが池入れの限度数量になりますが、本当はここまで、池入れができるはずですが、用意できた資金に限度があったということで、国内産の数量自体は若干上回ったとはいいながら、池入れができた数量としては昨年、一昨年とほとんど変わらないぐらいに留まっている。そういう趣旨であろうと思います。

飯尾委員 内漁連はウナギの種苗を、東京の業者から買い入れしているところですが、今朝手

紙が来まして、ウナギの価格が高く、経営に行き詰まったため、8月末で事業を終了するということでした。内水面のウナギの増殖用種苗をするのに、今までのような価格あるいは数量の確保、放流時期がスムーズにいくかといった問題があります。本日の議題に関して、ひとつの現場の状況として情報提供をさせていただきました。

河合委員　水産庁の資料の5ページですが、漁業生産量がだんだん下がっている。今はもう、このスケールでは、ゼロになっているように見えますが、これを引き伸ばして縦軸の単位を変えるとどうなるのでしょうか。漁業生産量でなくとも、河川の資源量を推定して、下る資源がどのくらいあるかというのを推定若しくは予測しているのでしょうか。また、いろいろな保護活動がありますが、その保護の効果がどれくらい出て、成魚の資源がどれくらい回復しているのか、成魚やシラスに関する漁獲量の相関などのデータもあるのでしょうか。この資料を見ると、いろいろな保全や事業をやっているということはわかりますが、どういう効果があつたかは示されていないように感じます。

福地次長　天然のニホンウナギの資源量を算定、あるいは構想や想像をしたというような資料は特にありません。このグラフでいうと、右端の令和5年のところ、黄色い吹き出しになっている「漁業生産量55トン」と記載があります。ほとんど足元の方で色が出てこないというような状態になっていますが、左端の方で、昭和36年頃で生産量ピークと記載がありまして、3387トンとなっています。ここがピークで、おそらく減り続けてきておりますので、引き延ばしてみても傾向としては、おそらく右肩下がりとなっているように思います。

河合委員　漁業の生産量というのは、いろいろなファクターが加わるため、必ずしもその資源量を反映していないことがあると思います。極端な場合、いくら捕れても、儲けが出なければ捕らないといったこともあり、生産量があがらないこともあり得ます。例えば標識放流などで資源量がどれくらい回復しているか、いろいろな事業がどのように貢献しているかなど、水産庁が調査するべきだと思います。

福地次長　水産庁としては、どちらかというと、野生のウナギよりも人工生産の方を一生懸命されています。しかし、そうは言いながらも、内水面のウナギの資源を維持するという手法を、漁業権の面からも義務づけられており、その手法として、種苗放流が一番良いとは考えていない先生方もいらっしゃるし、河川の住む環境を良くしてやらないと、まず生き残らない、生き残らなければ下ることもないからということも言われています。

河合委員　環境を良くするために、お金をかけているというのは分かりますが、それでどんな

効果が出ているのか、そこが大事ですね。

福地次長　今のところ、まだきちんとしたものが出ていなくて、そういう中でも、取れなくなっているということだけは、(シラスウナギの) 漁獲という数字で表せるものとして出てきていますので、因果関係によらず、まずはできることからやろうという趣旨で、この度の指示にも繋がっているというところです。そこがきちんと説明できるようになってから、効果のある対処するのが筋ではあると思いますが。

河合委員　指示によって効果がみられたため、意味があるということを言わなければいけない気がします。漁業権のある川でなくても対象になり、夏に親子でウナギを捕るというようなこともできなくなるため、そういうのに対しても何か説明できるように、指示に対する裏付け・根拠のようなものを出すべきだと思います。

福地次長　おっしゃるとおりだと思います。

議　長　内水面では指示を出して採捕禁止をしているが、海区については、どうなのでしょううか。

福地次長　海区委員会の方にも、1 度提起をしたことがあります。こちらの指示が始まったのが、平成 30 年度からなので、その直後だったと思います。海の漁協の方で、どのくらい親のウナギを採捕して、お金になっているかということを、アンケートのような聞き取りの調査で行ったことがございました。多くはないですが、いくつかの漁協で、ウナギを一生懸命捕る方がいるそうで、定置網で入ってくる、あるいは釣りでウナギを狙って獲っている方がいるということでした。それが時期には、かなりお金になっているとのことで、その段階ではお願いして実現できそうにないということがあり、様子を見させていただくということで、しばらく話をしていない状態になっています。ただ、内水面の方で、こういった取り組みがあるということは海区委員会でもお知らせしています。あれからしばらく経っているので、また状況を調べて、ご理解いただければ、足並みを揃えていくということも考えられるかと思っております。

議　長　県内 21 の漁協で、ウナギの漁業権を持っている漁協から、ウナギの採捕量は上がってきているのでしょうか。

福地次長　採捕の数量まではいただいております。

議　長　漁業権を持っているところは、種苗費が高くなったからということで、かなり放流数量を落としています。採捕量が上がっているのか上がっていないのか、漁協からの資料が出てこない事には判断できません。広島県もそうですが、全国で見ても海区と内水面が一緒になって委員会指示の発動をできていません。

青山技師　資源管理の状況等の報告というものを漁協に提出いただいております。その中で概

算ではありますが、採捕量報告を集めていく中で、すべての漁協ではありませんが、ある漁協からは、最近ウナギがたくさん捕れるというような話をいただいております。

八谷委員 統計数字で出すようになっていますが、実際には確認ができません。届出をするというわけではなく、捕れたものを自分の家などで食べるだけであるため、どれぐらい捕ったというのを、いろいろなところで情報として耳に入ってきたものから算出しています。実際には分かりませんが、基本的には減っております。ウナギ漁をするときにつけ針をしますが、最初にサンショウウオが掛かってしまいウナギが捕れないため、最近ではウナギを捕る人がほとんどいません。

議長 他にありませんか。ないようですので、第26号議案については、原案のとおりでご異議ありませんでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということですので、第26号議案「ウナギの採捕に係る委員会指示について」は、原案のとおり指示することといたします。

【その他 令和6年度「みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業」の紹介について】

議長 「令和6年度「みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業」の紹介について」を、県から説明してください。

横内課長 （資料2によりみんなでやるぞ内水面漁業活性化事業について説明した。）

議長 県内の事例はないでしょうか。

横内課長 今のところはありません。

八谷委員 県内の単体の漁協では対応が難しい。事務所と機械があつて、職員がいるというスタイルが中々作れません。うちは帝釈ですが、機械も沢山ないし従業員もいません。合併の問題も含めて将来的に考えていかなければいけないと思います。

河合委員 紹介のあった釣りチケやフィッシュパスを利用したことがありますが、問題はそれに参加していない漁協がけっこうあるということだと思います。チケットを買おうと思っても手に入らなくて、結局近くの遊漁券を取り扱う店へ行行って買わないといけないということがネックになっています。

八谷委員 電子チケットの方は業者が毎年営業に来ます。しかし、対応する人が必要となるため事務員のいるところでないといけない。それから、200～300人というような小さな漁協では、事務員を置くというような対応では運営ができなくなります。

山崎委員 一昨日、兵庫県から吉和へ釣りに来たお客さんから聞いた話では、普段行く河川のおとりアユの店で、釣りチケでチケットを買っていたため、おとりアユのみを買おう

とすると、店主から遊漁券を買わずにおとりアユだけ買うとはどういうことか、と言われたようです。その店主からすると、おとりアユと遊漁券のセットで利益があるというものが、釣りチケであれば、その分の利益がないということで不満が出るというようなことがあるようです。

横内課長　まさにそのような問題があるというようにことが書かれていましたが、紙の遊漁券の購入方法を初めての方は分からないこともあるため、無券で入るよりは、釣りチケで入ってもらった方が良いというのがひとつのメリットとしてあるようです。

山崎委員　釣りチケはどのくらい手数料が取られるのでしょうか。

横内課長　分かりません。

飯尾委員　10%程度でしょう。あとは交渉次第だと思います。

山崎委員　うちは何軒かに鑑札を売ってもらって、総売り上げの一分を支払っています。このように地域にお金落ちるということがありますよね。

横内課長　釣りチケでチケットを購入しても、おとりアユを買わないといけなため、結局は、お店に行かないといけなということですね。

山崎委員　地元で顔の見える遊漁者との売買の方が、地域的には活性化しますよね。

河合委員　電子遊漁券の導入で、確かに無券の方は減るかもしれませんが、むしろもっと大きな問題は釣り人口を増やさないといけなということですね。それを考えると、この補助金による対策は、駐車場や釣り場を整備するといったことぐらいしか釣り人口を増やすことに貢献しない感じがしますね。

飯尾委員　アユの場合はおとりなどの問題もありますが、溪流釣りで無券の人が多い事例を聞いています。それを解消すれば赤字から黒字へ転換できるということもあります。また、データを電子的に取れば、遊漁の実態を解析し、増殖計画を立てるのにも役立つということがあります。（補助を）受ける側の体制が整っていれば使える制度だと思います。本県でも組合によってはできるところはあると思いますが、どこの組合でもできるかという、ちょっと厳しいですね。

八谷委員　例えば、西城川や東城川にしても、昔と比べて魚が少ない。少ないため、アマゴにしてもアユにしても、一定量以上放流すれば組合経営が出来なくなるような状態があります。ダムの補償金があるため何とかやっている状態で、ダムの補償金が無ければ、遊漁券や組合員の行使料だけでは無理です。そのため、魚をどのようにして増やしていくかということを考えなければいけないと思います。

小池委員　昔に比べて釣り人も減っていますか。

八谷委員　減っています。帝釈峡の場合は、アマゴは天然で再生産するものが多いため、溪流

はそれほど減っていませんが、アユは川の条件が悪いため、アユ釣りができる場所がありません。

議 長 今はイノシシの柵で川に入ることができない状況があると思います。

八谷委員 昔は電牧でしたが、今はメッシュの柵になっているため、川に降りることができません。

山崎委員 高津川はメッシュの柵で囲っていますが、漁協がお願いして一部柵が開くようにしてあります。

議 長 マナーの良い釣り人は解禁日の1週間前に川に降りる場所を確保するため、草刈りをしています。

山崎委員 うちは女鹿平温泉のスキー場から中津谷川との分岐点から100メートルの間と支流の300メートルの間で水際から2メートルを若い人たちで草を刈っています。

八谷委員 それができればいいですが、なかなか厳しいです。帝釈川では200メートルに1箇所ぐらい降りられる場所があるため、私が行って草を刈っています。

山崎委員 最近は釣り人のマナーが悪いです。

議 長 何かご意見等はございませんか。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしました。委員の皆様から、何かありますでしょうか。県、事務局からは何かありますか。

福地次長 （10月上旬に委員会を開催する旨の発言）

議 長 他にありませんか。これをもちまして、第356回広島県内水面漁場管理委員会を終了します。慎重審議をしていただきありがとうございました。

（午後3時11分 閉会）